

屋外広告業の登録制度の手引き

I 屋外広告業の登録制度の概要・・・・・・・・・・ 1～7

屋外広告業登録の手続きのフローチャート・・ 8

登録申請書の提出先一覧・・・・・・・・・・ 9

II 登録申請書及び添付書類等の記入要領・・・・・・・・ 10～13

○ 各種様式記入例・・・・・・・・・・ 14～30

令和3（2021）年4月

栃木県県土整備部都市計画課

I 屋外広告業の登録制度の概要

1 はじめに

本県では、平成 18（2006）年 4 月から「屋外広告業の登録制度」を導入しています。栃木県内（宇都宮市の区域を除く）において屋外広告業を営む事業者は、栃木県知事の登録を受けなければなりません。

2 登録制度の目的

県では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止をするため、屋外広告物条例により屋外広告物の規制・誘導を図っていますが、近年、許可基準に適合せず、周囲の景観を損なうものや、住民に危害を与えるおそれのある違反広告物が多く見られるようになり、繰り返しこのような違反広告物の掲出等を行う悪質な屋外広告業者も後を絶たない現状にあります。

このような悪質な屋外広告業者に対し営業上のペナルティを課すとともに優良な事業者を育成することにより、良好な景観の形成等を図ろうとするものです。

3 屋外広告業とは

屋外広告物法第 2 条第 2 項において、「屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」と定義されています。

これは、屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しません。これと同様の趣旨から、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わないものも屋外広告業に該当しません。

4 登録の申請

屋外広告業の登録を受けようとする事業者は、下記の書類を添付した屋外広告業登録申請書（別記様式第 11 号）を知事に提出しなければなりません。

(1) 誓約書（別記様式第 12 号）

登録申請者（法人の場合は役員全員、未成年者の場合は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員全員を含む。）を含む。）が登録拒否事由に該当しないことを示すもの。

(2) 選任する業務主任者が資格を有することを証する書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 登録申請者の略歴書（別記様式第 13 号）等

登録申請者（法人の場合は役員全員未成年者の場合は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員全員を含む。）を含む。）の略歴を記載した略歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 登録申請者又は未成年者の法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書

申請に必要な関係書類一覧

	登録申請書	誓約書	略歴書	業務主任者の資格証明書(写し)	住民票 (抄本)	登記事項 証明書
個人	○	○	○	○	○ (本人及び 業務主任者)	
未成年者の 法定代理人						
(個人)		○	○		○	
(法人)		○ (法人の名称、代表 者の職名及び氏名)	○ (役員全員)		○ (役員全員)	○
法人	○	○ (法人の名称、代表 者の職名及び氏名)	○ (役員全員)	○	○ (役員全員、 業務主任者)	○

<登録申請書の提出に関する留意点>

1 提出部数

申請書類を1部提出してください。

※ 申請書の控えに受付印の押印が必要な場合には、申請書の写しを提出してください。

2 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

3 栃木県収入証紙の貼付

栃木県収入証紙が貼られていないもの及び現金書留によるものは受け付けできませんので、あらかじめ栃木県収入証紙を貼付して提出してください（手数料については8「登録申請手数料」を参照してください。）。

4 添付書類

住民票（抄本）及び登記事項証明書については、3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、コピーは受け付けできません。

<役員とは>

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、社外取締役や非常勤の取締役も含まれますが、監査役や監事等は含まれません。

5 登録の要件

屋外広告業の登録を受けるためには、条例第 26 条の 3 に規定する登録の拒否事由に該当していないことが要件となります。この登録の拒否事由に該当している場合は登録を受けることができません。

【登録の拒否事由】

- ① 登録申請書若しくはその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
- ② 屋外広告業の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年が経過しない者
- ③ 屋外広告業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前 30 日以内にその法人の役員であった者で、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- ④ 屋外広告業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑤ 屋外広告物法に基づく条例に違反して罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑥ 申請者が未成年者である場合、その法定代理人が上記②から⑤のいずれかに該当するとき
- ⑦ 申請者又は上記⑥の法定代理人が法人である場合、その役員の中に上記②から⑤のいずれかに該当する者がいるとき
- ⑧ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

6 登録申請書の受付窓口

栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）における営業に関して、主たる営業所となる事務所の所在地により次のとおりとなります。（詳細は 9 ページの「登録申請書の提出先一覧」を参照してください。）

- (1) 主たる営業所の所在地が栃木県外又は宇都宮市内にある場合
→ 県都市計画課景観づくり担当
- (2) 主たる営業所の所在地が宇都宮市を除く栃木県内にある場合
→ 主たる営業所の所在地を所轄する土木事務所

※ 宇都宮市内とそれ以外の市町で営業する場合は、栃木県と宇都宮市の両方から登録を受ける必要があります。なお、宇都宮市内のみで営業を行う場合は、県への登録は不要です。また、宇都宮市以外の市町のみで営業を行う場合は、宇都宮市への登録は不要です。

宇都宮市への登録に関しては下記にお問い合わせください。

【宇都宮市都市整備部建築指導課管理グループ】

住所：〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1-1-5

電話：028-632-2573（直通）

FAX：028-632-5421（直通）

Eメール：u1208@city.utsunomiya.tochigi.jp

ホームページ：<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

7 業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりませんので、登録の申請までに選任して、登録の申請をしてください。

【業務主任者の業務】

屋外広告物法令の遵守、工事の適切な施工及び屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保等に関する業務の総括

【業務主任者の資格要件】

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
 - (2) 栃木県が実施する屋外広告物講習会の課程を修了した者
 - (3) 他の都道府県又は政令指定都市若しくは中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者
 - (4) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
 - (5) 知事が上記（1）～（4）に掲げるものと同等以上の知識を有するものと認定した下記①及び②に該当する者
 - ① 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置業務の責任者として、通算5年以上の実務経験を有する者
 - ② 過去5年間に広告物に関する法令に違反の事実がない者
- ※ 具体的な認定手続きは、県都市計画課景観づくり担当宛て御相談ください。

8 登録申請手数料

申請手数料は新規申請、更新申請とも10,000円です。

栃木県収入証紙を登録申請書の「栃木県収入証紙貼付欄」に貼ってください。

＜栃木県収入証紙の購入方法＞

栃木県収入証紙は県庁舎内の生協売店で購入可能です。

生協売店では現金書留による方法で郵送での証紙販売を行っています。詳しくは、直接生協売店（TEL 028-623-2533）までお問い合わせください。

生協売店以外の取扱い場所については、栃木県ホームページの会計管理課内ページに「栃木県収入証紙販売所一覧」を掲載していますので、参照してください。

9 登録の有効期間

登録の有効期間は5年です。有効期間の満了日以降も引き続き営業を行う場合は、登録の更新が必要です。

更新の申請は、有効期間の満了日の30日前までに行ってください。（更新の申請手続きは新規申請の場合と同様です。）

10 登録を受けたあとは

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに公衆の見やすい場所に標識（別記様式第 22 号）を掲げなければなりません。「公衆の見やすい場所」とは、事務所内に入ったときに見やすい位置にある壁等の場所のことです。

【標識の記載事項】

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 登録番号
- ③ 代表者の氏名（法人の場合）
- ④ 登録年月日
- ⑤ 営業所の名称
- ⑥ 業務主任者の氏名

(2) 帳簿の備付け及び保管

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿を備え付けなければなりません。

帳簿には、下記の事項を記載し、屋外広告業者の各事業年度の末日に閉鎖して、これを 5 年間保存しなければなりません。

なお、帳簿は電気計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録することも可能です。

【帳簿の記載事項】

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置場所
- ③ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ④ 当該表示又は設置の年月日
- ⑤ 請負金額

11 登録事項に変更があったとき

登録後に登録事項の変更があったときは、変更した日から 30 日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書（別記様式第 16 号）を提出しなければなりません。提出先は、登録申請書と同じです。

【添付書類】

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - 〔個人の場合〕住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 〔法人の場合〕登記事項証明書
- (2) 営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
登記事項証明書
- (3) 役員の氏名の変更
登記事項証明書、誓約書、略歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (4) 未成年者の法定代理人の氏名及び（その法定代理人の）住所（法定代理人が法人の場合には、その商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名）の変更

〔個人の場合〕誓約書、略歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面

〔法人の場合〕登記事項証明書、誓約書、略歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面

(5) 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称の変更

業務主任者の資格要件を証する書類、住民票の抄本又はこれに代わる書面

＜変更届出書の提出に関する留意点＞

1 提出部数

届出書類を1部提出してください。

※ 届出書の控えに受付印の押印が必要な場合には、届出書の写しを提出してください。郵送による返信を希望する場合には、返信用封筒を提出してください。

2 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

3 添付書類

住民票（抄本）及び登記事項証明書は、3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、コピーは受付できません。

また、登記事項証明書については、変更内容の確認できる「履歴事項全部証明書」を提出してください。

12 屋外広告業の廃業等をしたとき

屋外広告業の廃業等をしたときは、下記の区分ごとの届出人が屋外広告業廃業等届出書（別記様式第17号）を30日以内に提出してください。提出先は登録申請書と同じです。

なお、添付書類は特にありません。

(1) 死亡した場合・・・相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合・・・その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続の開始の決定により解散した場合・・・破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合・・・清算人

(5) 栃木県内（宇都宮市の区域を除く）において屋外広告業を廃止した場合・・・屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

＜廃業等届出書の提出に関する留意点＞

1 提出部数

届出書類を1部提出してください。

※ 届出書の控えに受付印の押印が必要な場合には、届出書の写しを提出してください。郵送による返信を希望する場合には、返信用封筒を提出してください。

2 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

13 登録の取消等

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録の取消や6か月以内の期間を定めて営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否事由に該当することとなったとき
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

14 検査等

屋外広告物設置の許可権者である市町は、屋外広告物条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、広告物、掲出物件、帳簿書類等を検査することができます。

なお、検査を行う職員はその身分証明書を携帯することとしています。

15 罰則

登録制に関する規定に違反した場合、下記の罰則があります。

- (1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ① 屋外広告業の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - ② 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者
 - ③ 屋外広告業の営業停止の命令に違反した者
- (2) 30万円以下の罰金
 - ① 屋外広告業の登録事項について、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - ② 業務主任者を選任しなかった者
- (3) 20万円以下の罰金

知事の求める報告若しくは資料の提出をしない者、又は虚偽の報告をした者、若しくは検査を拒み、若しくは妨げ、忌避し、又は質問に対し答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

※ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、上記の(1)～(3)に該当するときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同じ罰金刑が科せられます。
- (4) 5万円以下の過料
 - ① 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
 - ② 屋外広告業の営業所ごとに標識を掲げない者
 - ③ 屋外広告業の営業所ごとに帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

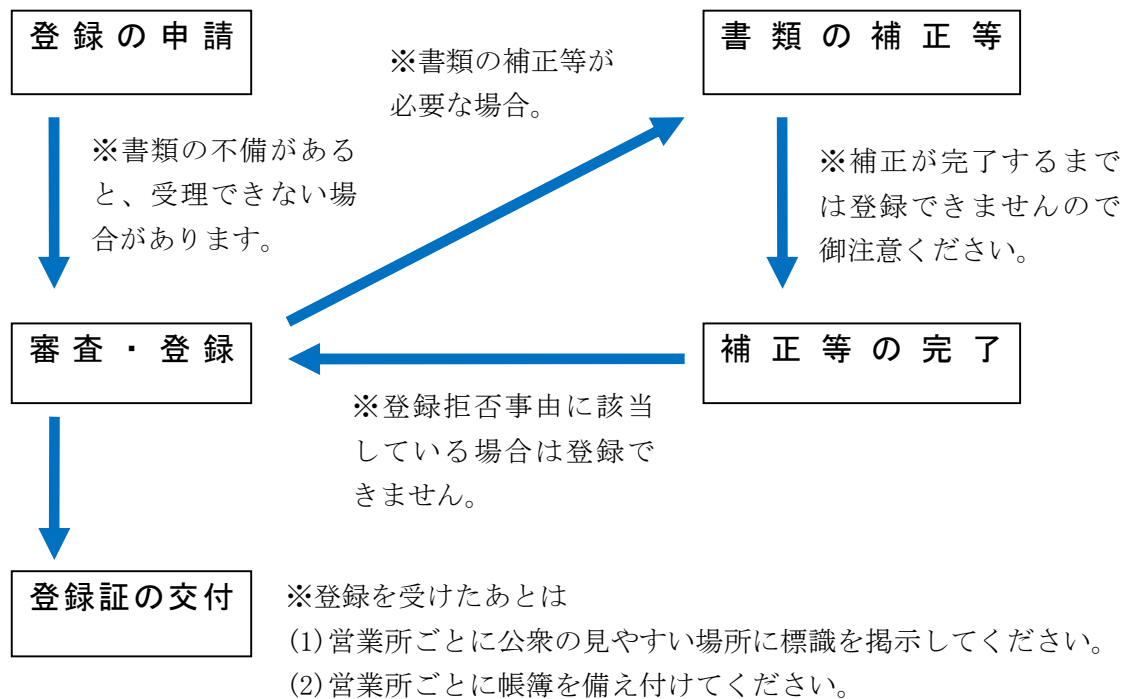
屋外広告業登録の手続き

1 登録申請書の提出先

- (1) 主たる営業所の所在地が栃木県外又は宇都宮市内にある場合
→栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当
- (2) 主たる営業所の所在地が宇都宮市を除く栃木県内にある場合
→主たる営業所の所在地を所轄する土木事務所

2 登録申請書を提出する際、次のことに留意して下さい

郵送による登録申請書の受付けも行います。ただし、栃木県収入証紙が貼られていないもの、現金書留によるものは受付けできませんので、あらかじめ栃木県収入証紙を貼付して提出してください。



【問い合わせ先】

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県 県土整備部 都市計画課 景観づくり担当

電話：028-623-2463

FAX：028-623-2595

Eメール：toshikei@pref.tochigi.lg.jp

HP：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/1278122788125.html>

登録申請書の提出先一覧

提出先	所在地	電話	主たる営業所の所在地
県庁都市計画課 景観づくり担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2463	宇都宮市、県外
宇都宮土木事務所 保全管理課	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2	(028) 626-3140	上三川町
鹿沼土木事務所 保全部	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1	(0289) 65-3212	鹿沼市
日光土木事務所 保全管理課	〒321-1414 日光市萩垣面2390-7	(0288) 53-1210	日光市
真岡土木事務所 保全部	〒321-4305 真岡市荒町116-1	(0285) 83-8302	真岡市、益子町、 茂木町、市貝町、 芳賀町
栃木土木事務所 保全管理課	〒328-8504 栃木市神田町6-6	(0282) 23-3435	栃木市、小山市、 下野市、壬生町、 野木町
矢板土木事務所 保全部	〒329-2163 矢板市鹿島町20-11	(0287) 44-2186	矢板市、さくら市、 塩谷町、高根沢町
大田原土木事務所 保全管理課	〒324-8765 大田原市紫塚2-2564-1	(0287) 23-6613	大田原市、那須塩原市、 那須町
烏山土木事務所 保全部	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92	(0287) 83-1322	那須烏山市、那珂川町
安足土木事務所 保全第一部	〒326-8555 足利市伊勢町4-19	(0284) 41-2572	足利市
安足土木事務所 保全第二部	〒327-8503 佐野市堀米町607	(0283) 24-3111	佐野市

(R3 (2021). 4. 1現在)

Ⅱ 登録申請書及び添付書類等の記入要領

1 屋外広告業登録申請書（別記様式第 11 号）

(1) 栃木県収入証紙貼付欄

栃木県収入証紙を貼ってください。なお、消印はしないでください。

(2) 住所、氏名、電話番号、担当者欄

下記のとおり記入してください。

[個人の場合]

申請者本人の住所、氏名、電話番号及び担当者名を記入してください。（住所は住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。）

[法人の場合]

主たる事務所（本社本店等）の所在地、商号又は名称、代表者の氏名（職名を含む。）、電話番号及び担当者名を記入してください。

(3) 登録の種類欄

登録申請の新規・更新の別について、該当する方に○を付けてください。※印欄は、新規登録申請の場合は記入不要です。更新登録申請の場合は、現在受けている登録番号、登録年月日及び登録有効期間を記入してください。

(4) 氏名及び生年月日欄

[個人の場合]

(2) で記入した氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記入し、「個人」に○を付けてください。

[法人の場合]

(2) で記入した商号又は名称（ふりがなを付す。）、代表者の氏名（職名を含み、氏名にはふりがなを付す。）及び生年月日を記入し、「法人」に○を付けてください。

(5) 住所欄

郵便番号、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び電話番号を記入してください。

(6) 主たる業務の内容欄

主たる業務の内容を記入してください。

(7) 栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地欄

栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）において営業を行う営業所の名称（ふりがなを付す。）、所在地、郵便番号及び電話番号をすべて記入してください。

(8) 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称欄

栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）において営業を行う営業所の名称、業務主任者の氏名（ふりがなを付す。）、資格名及び交付番号等をすべて記入してください。

(9) 法人である場合の役員の職名及び氏名欄：法人の場合のみ

役員全員の職名、氏名（ふりがなを付す。）を記入してください。

- (10) 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所欄
申請者が未成年者の場合は、下記のとおり法定代理人について記載してください。
[個人の場合]
法定代理人の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号を記入してください。
[法人の場合]
商号又は名称（ふりがなを付す。）、代表者の職名、氏名（ふりがなを付す。）、生年月日、郵便番号、主たる事務所の所在地及び電話番号を記入してください。
- (11) 未成年者の法定代理人が法人である場合の役員の職名及び氏名欄：法人の場合のみ役員全員の職名、氏名（ふりがなを付す。）を記入してください。
- (12) 他の地方公共団体における登録欄
栃木県以外の自治体から屋外広告業の登録を受けている場合は、その自治体名、登録（届出）年月日及び登録（届出）番号を記入し、登録・特例届出の別について、該当する方に○を付けてください。
- (13) 所属する屋外広告業の事業者団体欄
所属している屋外広告業の事業者団体名を記入してください。所属していない場合は「なし」と記入してください。

2 誓約書（別記様式第 12 号）

申請者欄は、個人の場合は氏名を記入してください。法人の場合は、法人の 名称、代表者の職名、氏名を記入してください。

3 略歴書（別記様式第 13 号）

- (1) 表題部分
「本人」「法人の役員」「法定代理人（個人）」「法定代理人（法人）」の役員の別について、該当するものに○を付してください。（法人の代表者も「法人の役員」に含みます。）
- (2) 現住所欄
略歴書に記載されている人の郵便番号、住所、電話番号を記入してください。
- (3) 氏名欄
氏名を記入し、ふりがなを付してください。
- (4) 生年月日欄
生年月日を記入してください。
- (5) 略歴欄
現在に至るまでの職務又は業務の内容及びその時の職名を記入します。法人の役員の場合は、経營業務の経験が明らかになるよう具体的に記入してください。
- (6) 賞罰欄
屋外広告業に関する行政処分、その他の賞罰について記入してください。該当ない場合は「なし」と記入してください。
- (7) 記名欄
氏名を記入してください。

4 屋外広告業登録事項変更届出書（別記様式第 16 号）

(1) 住所、氏名、電話番号、担当者欄

下記のとおり記入してください。

[個人の場合]

申請者本人の住所、氏名、電話番号及び担当者名を記入してください。（住所は住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。）

[法人の場合]

主たる事務所（本社本店等）の所在地、商号又は名称、代表者の氏名（職名を含む。）、電話番号及び担当者名を記入してください。

(2) 登録番号及び登録年月日欄

現在受けている登録番号と登録年月日を記入してください。

(3) 氏名及び生年月日欄

[個人の場合]

(1) で記入した氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記入し、「個人」に○を付けてください。

[法人の場合]

(1) で記入した商号又は名称（ふりがなを付す。）、代表者の氏名（職名を含み、氏名にはふりがなを付す。）及び生年月日を記入し、「法人」に○を付けてください。

(4) 住所欄

郵便番号、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び電話番号を記入してください。

(5) 変更に係る事項欄

変更のあった事項の番号に○を付け、変更前と変更後を対比させた内容を記入するとともに変更年月日を記入してください。

なお、変更内容により添付書類が異なりますので、本手引きⅠ－１１「登録事項に変更のあったとき」を参照してください。

(6) 変更理由欄

変更理由を記入してください。

5 屋外広告業廃業等届出書（別記様式第 17 号）

(1) 届出者欄

本手引きⅠ－１２「屋外広告業の廃業等をしたとき」に記載された区分ごとの届出人の住所、氏名を記入してください。

(2) 登録番号及び登録年月日欄

現在まで受けていた登録番号と登録年月日を記入してください。

(3) 商号欄

商号を記入してください。

(4) 氏名及び生年月日欄

登録を受けていた屋外広告業者について記入してください。

[個人の場合]

氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記入し、「個人」に○を付けてください。

[法人の場合]

名称、代表者の氏名（職名を含み、氏名にはふりがなを付す。）及び生年月日を記入し、「法人」に○を付けてください。

(5) 住所欄

郵便番号、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び電話番号を記入してください。

(6) 届出の理由欄

届出の必要が生じた理由に該当するものに○を付けてください。

(7) 届出理由の生じた日欄

届出の必要が生じた日付を記入してください。

(8) 屋外広告業者と届出人との関係欄

屋外広告業者と届出人との関係に該当するものに○を付けてください。

別記様式第 11 号（第 17 条関係） 登録申請書記入例（個人申請の場合）

（第 1 面）

栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないこと。）

令和 3 年 4 月 1 日

栃木県知事 様

住 所 栃木市神田町 6－6
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 栃木 太郎
（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名）
電話番号（ 0282-23-3433 ）
担 当 者（ 栃木 太郎 ）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、栃木県屋外広告物条例第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登 録 の 種 類	新 規	※ 登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 号
	更 新	※ 登 録 年 月 日	年 月 日
		※ 登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 （法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日）	とちぎ たろう 栃木 太郎 生年月日 昭和 4 0 年 1 月 1 日生 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 （法人にあつては主たる 事務所の所在地）	郵便番号（328－8504） 栃木市神田町 6－6 電話番号（0282） 23－3433		
主 た る 業 務 の 内 容	看板の製作		

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

(第2面)

1 栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	ふりがな 営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）		電話番号				
	とちぎかんぱんてん 栃木看板店	328-8504 栃木市神田町6-6		0282-23-3433				
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	ふりがな 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等		摘 要			
	栃木看板店	しもつけ じろう 下野 次郎	屋外広告士 第1号					
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職 名		ふ り が な 氏 名					
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	ふ り が な 氏 名 及び生年月日 （法人にあっては 商号又は名称、 代表者の氏名 及び生年月日）	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人						
	住 所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）	郵便番号（ ） 電話番号（ ）						

(第3面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		ふ り が な 氏 名	
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録（届出） 年 月 日	登録（届出）番号
	福島県	登録 特例届出	平成30年12月1日	福島県第10号
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体	栃木県屋外広告美術協同組合（所属していない場合は「なし」と記入）			
添 付 書 類	1 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）を含む。）が条例第26条の3第1項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書 2 業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 3 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人を含む。）の略歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面 4 登録申請者又は未成年者の法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書			

備考

- ※印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」、「法人・個人の別」及び「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 「栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、栃木県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の地方公共団体の登録を受けている場合には、全て記入すること。

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）

は、栃木県屋外広告物条例第 26 条の 3 第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 4 月 1 日

申請者 栃木 太郎

栃木県知事 様

栃木県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 26 条の 3 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 26 条第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）第 29 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- （2）屋外広告業者（第 25 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 29 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- （3）第 29 条の 2 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- （5）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6）法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7）第 26 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

登録申請者

本人 法人の役員 法定代理人（個人） 法定代理人（法人）の役員
--

の略歴書

現住所	郵便番号（328 - 8504） 栃木市神田町6-6			電話番号（0282）23 - 3433
ふりがな氏名	とちぎ たろう 栃木 太郎		生年月日	昭和40年1月1日生
略歴	期 自年月日 至年月日	職務内容又は業務内容		
	平成5年4月1日	（有）小山看板店 入社		
	平成30年3月31日	（有）小山看板店 退社		
	平成30年10月1日	栃木市内で栃木看板店を設立		
賞罰	年月日	賞罰の内容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。 令和 3年 4月 1日 氏名 栃木 太郎				

備考 「本人 法人の役員 法定代理人（個人） 法定代理人（法人）の役員」については該当するものを○で囲むこと。

別記様式第 11 号（第 17 条関係） 登録申請書記入例（法人申請の場合）

（第 1 面）

栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないこと。）

令和 3 年 4 月 1 日

栃木県知事 様

住 所 日光市萩垣面 2 3 9 0 - 7
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 株式会社 日光サイン
代表取締役 男体 太郎

（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名）

電話番号（ 0288-53-1211 ）

担 当 者（ 二荒 次郎 ）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、栃木県屋外広告物条例第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登 録 の 種 類	新 規	※ 登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 号
	更 新	※ 登 録 年 月 日	年 月 日
		※ 登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 （法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日）	かぶしきがいしゃ にっこうさいん 株式会社 日光サイン なんたい たろう 代表取締役 男体 太郎 生年月日 昭和 3 0 年 1 月 1 日生 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 （法人にあつては主たる 事務所の所在地）	郵便番号（321-1414） 日光市萩垣面 2 3 9 0 - 7 電話番号（0288）53 - 1211		
主 たる 業 務 の 内 容	看板の企画、設計、施工		

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

(第2面)

1 栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	ふりがな 営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）		電話番号	
	にっこうさいんほんてん 日光サイン本店	321-1414 日光市萩垣面2390-7		0288-53-1211	
	にっこうさいんやいたしてん 日光サイン矢板支店	329-2163 矢板市鹿島町20-11		0287-44-2185	
	にっこうさいんかぬましてん 日光サイン鹿沼支店	322-0068 鹿沼市今宮町1644-1		0289-65-3211	
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	ふりがな 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘要	
	日光サイン本店	ちゅうぜんじ はなこ 中禅寺 花子	屋外広告士 第2号		
	日光サイン矢板支店	ゆもと かずお 湯本 一男	講習会修了者 第123号		
	日光サイン鹿沼支店	けごん たろう 華巖 太郎	屋外広告士 第3号		
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職名		ふりがな 氏名		
	代表取締役		なんたい たろう 男体 太郎		
	取締役		あしかが いちろう 足利 一郎		
	取締役		さの たろう 佐野 太郎		
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	ふりがな 氏名 及び生年月日 法人にあっては 商号又は名称、 代表者の氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人			
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -			

(第3面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		ふ り が な 氏 名	
6 他の地方公共団体における登録	登 録 を 受 け た 地方公共団体名	登録・特例 届出の別	登録（届出） 年 月 日	登録（届出）番号
	東京都	登録 特例届出	平成30年10月1日	東京都第15号
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体	栃木県屋外広告美術協同組合（所属していない場合は「なし」と記入）			
添 付 書 類	1 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）を含む。）が条例第26条の3第1項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書 2 業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 3 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人を含む。）の略歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面 4 登録申請者又は未成年者の法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書			

備考

- ※印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」、「法人・個人の別」及び「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 「栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、栃木県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の地方公共団体の登録を受けている場合には、全て記入すること。

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）は、栃木県屋外広告物条例第 26 条の 3 第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 4 月 1 日

申請者 株式会社 日光サイン
代表取締役 男体 太郎

栃木県知事 様

栃木県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 26 条の 3 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 26 条第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）第 29 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- （2）屋外広告業者（第 25 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 29 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- （3）第 29 条の 2 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- （5）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6）法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7）第 26 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

登録申請者

本 人
 法人の役員
 法定代理人（個人）
 法定代理人（法人）の役員

の略歴書

現 住 所		郵便番号（321 - 0974） 宇都宮市竹林町 1030-2		電話番号（028）626 - 3144	
ふ 氏	り が な 名	なんたい たろう 男 体 太 郎		生 年 月 日	昭和 30 年 1 月 1 日生
略 歴	期 自 年 月 日 至 年 月 日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容			
	昭和 55 年 4 月 1 日	(株) 日光サイン 入社			
	平成 20 年 9 月 1 日	(株) 日光サイン 取締役就任			
	平成 30 年 6 月 1 日	(株) 日光サイン 代表取締役就任			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			
上記のとおり相違ありません。 令和 3 年 4 月 1 日 氏名 男 体 太 郎					

備考 「本人 法人の役員 法定代理人（個人） 法定代理人（法人）の役員」については該当するものを
○で囲むこと。

別記様式第 16 号（第 17 条の 6 関係） 変更届出書の記入例（個人届出の場合）
(表)

令和 3 年 6 月 15 日

栃木県知事 様

住 所 大田原市紫塚 2-2564-1
(法人にあつては、主たる事業所の所在地)
氏 名 栃木 太郎
(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)
電話番号 (0287-23-6611)
担 当 者 (栃木 太郎)

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

栃木県屋外広告物条例第26条の4第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 000001 号		
登 録 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日		
ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 〔 法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日 〕	とちぎ たろう 栃木 太郎 生 年 月 日 昭和 40 年 1 月 1 日 法 人 ・ 個 人 の 別 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	郵便番号 (324-8765) 大田原市紫塚 2-2564-1 電話番号 (0287) 23-6611		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
1 商号、名称又は氏名 及び住所 〔 法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び主たる 事務所の所在地 〕 2 営業所の名称及び所 在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及 び住所 〔 法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び主たる事務 所の所在地並びに 役 員 の 氏 名 〕	栃木市神田町 6-6	大田原市紫塚2-2564-1	令和 3 年 5 月 30 日

(裏)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由	転居したため		

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

別記様式第16号（第17条の6関係） 変更届出書の記入例（法人届出の場合）
（表）

令和 3年 6月 20日

栃木県知事 様

住 所 日光市萩垣面2390-7
（法人にあつては、主たる事業所の所在地）
氏 名 株式会社 日光サイン
代表取締役 男体 太郎
（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）
電話番号（ 0287-23-6611 ）
担 当 者（ 栃木 太郎 ）

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

栃木県屋外広告物条例第26条の4第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 000002 号		
登 録 年 月 日	令和 3年 4月 1日		
ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日〕	かぶしがいいしや にっこうさいん 株式会社 日光サイン 代表取締役 男体 太郎 生年月日 昭和30年 1月 1日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 （法人にあつては主たる 事務所の所在地）	郵便番号（324-8765） 日光市萩垣面2390-7 電話番号（0287）23-6611		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
1 商号、名称又は氏名 及び住所 〔法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び主たる 事務所の所在地〕 2 営業所の名称及び所 在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及 び住所 〔法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び主たる事務 所の所在地並びに 役 員 の 氏 名〕	取締役 足利 一郎	取締役 烏山 花子	令和3年5月25日

(裏)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由	取締役の就任及び退任があったため。		

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

令和 3 年 12 月 1 日

栃木県知事

様

届出者 住 所 大田原市紫塚2-2564-1

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 栃 木 太 郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

栃木県屋外広告物条例第26条の6 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 000001 号
登 録 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
商 号	サイン栃木
ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 (法人にあつては名 称、代表者の氏名 及 び 生 年 月 日)	とちぎ たろう 栃 木 太 郎 生年月日 昭和40年 1 月 1 日生 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	郵便番号 (324-8765) 大田原市紫塚 2-2564-1 電話番号 (0287) 23-6611
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	令和 3 年 11 月 20 日
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

受

付

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

令和 3年 12月 1日

栃木県知事

様

届出者

住 所 日光市萩垣面2390-7

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社 日光サイン

清算人 宇都宮 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

栃木県屋外広告物条例第26条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 000002 号
登 録 年 月 日	令和 3年 4月 1日
商 号	株式会社 日光サイン
ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 (法人にあつては名 称、代表者の氏名 及 び 生 年 月 日)	にっこうさいん 株式会社 日光サイン なんたい たろう 代表取締役 男体 太郎 生年月日 昭和20年 1月 1日生 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	郵便番号 (321-1414) 日光市萩垣面2390-7 電話番号 (0288) 53-1211
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	令和 3年 11月 20日
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

受

付

40cm以上		35 cm 以上
屋 外 広 告 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏名	株 式 会 社 日 光 サ イ ン	
法人である場合の 代 表 者 の 氏 名	代 表 取 締 役 男 体 太 郎	
登 録 番 号	栃木県屋外広告業登録 第 000002 号	
登 録 年 月 日	令和 3年 4月 1日	
営 業 所 名	日 光 サ イ ン 本 店	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	中 禪 寺 花 子	

注1 容易に破損しない材質を使用すること。

2 下地を白地とし、文字は黒字とすること。